# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 2 | 長洲町　国民年金関連事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を口実事により個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | なし |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

長洲町長

## 公表日

令和8年3月1日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 国民年金関連事務 |
| ②事務の概要 | 長洲町では国民年金法に基づき、届書の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務を実施しており、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①国民年金被保険者の資格取得・喪失・変更等の届出事務<br>②国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例申請事務<br>③年金受給に伴う裁定請求（未支給請求・遺族年金請求・一時金を含む事務 |
| ③システムの名称 | 国民年金システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 1. 被保険者台帳情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条　別表第一　31号<br>「国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの」 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施しない　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 住民環境課 |
| ②所属長の役職名 | 住民環境課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ　リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ○ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供） |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。<br>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。<br>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。<br>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。<br>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

| 9. 監査 | | |
|---|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　十分に行っている　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | **［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する** | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　十分である　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 国民年金システムへのアクセスが可能な職員は、電算担当課への権限設定依頼が必要であり、年度ごとに不要な権限は排除する仕組みとなっている。また、事務取扱担当者には、ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底させている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 住民環境課長　田畑　道尋 | 住民環境課長　山隈　司 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 住民環境課長　山隈　司 | 住民環境課長　森山　繁生 | 事後 | |
| 令和2年5月28日 | 対象人数 | 平成29年4月1日　時点 | 令和2年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和2年5月28日 | 取扱者数 | 平成29年4月1日　時点 | 令和2年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和2年5月28日 | 評価実施機関における担当部署 | 住民環境課長　森山　繁生 | 住民環境課長 | 事後 | |
| 令和3年6月15日 | 対象人数、取扱者数 | 令和2年4月1日　時点 | 令和3年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和4年6月10日 | 対象人数、取扱者数 | 令和3年4月1日　時点 | 令和4年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和5年12月10日 | 対象人数、取扱者数 | 令和4年4月1日　時点 | 令和5年4月1日　時点 | 事後 | |
| 令和8年3月1日 | 対象人数、取扱者数 | 令和5年4月1日　時点 | 令和8年3月1日　時点 | 事後 | |
| 令和8年3月1日 | Ⅳリスク対策<br>8．人手を介在させる作業 | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。<br>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。<br>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。<br>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。<br>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | 様式改定による追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和8年3月1日 | Ⅳリスク対策<br>１１，最も優先度が高いと考えられる対策 | | 国民年金システムへのアクセスが可能な職員は、電算担当課への権限設定依頼が必要であり、年度ごとに不要な権限は排除する仕組みとなっている。また、事務取扱担当者には、ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底させている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | 様式改定による追加 |